

天理市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第7号

天理市職員任用規則の一部を改正する規則

天理市職員任用規則（昭和56年9月天理市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「、総務部長及び上下水道局長」を「及び総務部長」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。